

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	担 当	担 当	文書取扱主任		

第 14 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 24 年 8 月 27 日（月曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 17 時 25 分
開 催 場 所	第一委員会室		
出 席 委 員	関藤、堀、清水、木下、田村、荒木	事 務 局	中嶋事務局長
	議長、委員外～渡辺精郎、渡邊龍之、小野、窪之内		菊井次長
欠 席 委 員			村井主任主事
説 明 員	別紙のとおり	議 件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1. 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	○ 地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定改廃について		
	(1) 新滝川市活力再生プラン平成 23 年度実績報告及び最終報告について		
	(2) 滝川市病院事業会計継続費の精算報告について		
	(3) 年末年始の休診日について		
	○ クレジットカードの導入について		
	(4) 新滝川市活力再生プラン平成 23 年度実績報告及び最終報告について		
	(5) 中空知広域圏戸籍システム共同運用について		
	(6) 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託について		
	(7) たきかわ「環のまち」物語年次報告書（案）（平成 23 年度評価版）の作成について		
	(8) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の執行状況について		
	(9) 「みんくる w a 夏まつり」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税 1 % 事業」の審査結果について		
	(10) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(11) し尿等共同処理事業（M I C S 事業）に伴う規約改正について		
	(12) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について		
	(廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係)		
	(13) コミュニティ施設決算状況の内訳資料の提出について		
	○ 東地区公民館における灯油漏れについて		
	(14) 新滝川市活力再生プラン平成 23 年度実績報告及び最終報告について		
	(15) 平成 24 年度一般会計補正予算について		
	(16) 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について		
	(17) 平成 24 年度一般会計補正予算について		

議 事 の 概 要	(18) 平成 24 年度一般会計補正予算・介護保険特別会計補正予算について
	(19) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について (介護保険法関係 (指定地域密着型サービス等に係る基準))
	(20) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について (介護保険法関係 (指定地域密着型サービス事業者等の指定基準))
	(21) 平成 24 年度一般会計補正予算について
	(22) 専決処分について
	2. 第 3 回定例会以降の調査事項について
	別紙調査事項のとおりとすることに決定した。
	3. その他について
	なし。
	4. 次回委員会の日程について
	正副委員長に一任することに決定した。
上 記 記 載 の と お り 相 違 い ない。 厚生常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦	

平成24年 8 月22日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成24年 8 月 2 日付け滝議第43号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部総務課長

総務部総務課法制文書室長

市民生活部長

市民生活部参事

市民生活部くらし支援課長

市民生活部くらし支援課主幹

市民生活部くらし支援課副主幹

市民生活部くらし支援課副主幹

市民生活部くらし支援課副主幹

市民生活部くらし支援課副主幹

~~市民生活部くらし支援課主査~~

市民生活部くらし支援課主査

市民生活部くらし支援課まちづくりセンター所長

市民生活部市民課長

市民生活部市民課主幹

市民生活部市民課副主幹

保健福祉部長

保健福祉部次長

保健福祉部福祉課長

保健福祉部子育て応援課副主幹

保健福祉部子育て応援課主査

保健福祉部子育て応援課主査

~~保健福祉部子育て応援課こども発達支援センター所長~~

保健福祉部子育て応援課こどもセンター副所長

保健福祉部健康づくり課長

保健福祉部健康づくり課主幹

保健福祉部健康づくり課主査

田 中 嘉 樹

横 山 浩 丈

庄 野 雅 洋

石 川 雅 敏

配 野 英 夫

松 本 真理子

佐 藤 之 俊

山 川 弘 己

原 田 暢 裕

橋 本 英 昭

~~須 見 公 実 子~~

運 上 琢 論

工 藤 恒 裕

榎 木 康 人

杉 原 慶 紀

小田桐 泉

佐々木 哲

樋 郡 真 澄

国 嶋 隆 雄

前 田 昌 敏

関 山 佳 世

庄 野 憲 宗

~~村 井 新 知~~

岩 上 よし子

長 瀬 文 敬

織 田 恵 子

~~岩 佐 一 亨~~

保健福祉部介護福祉課長
保健福祉部介護福祉課主幹
保健福祉部介護福祉課副主幹
保健福祉部介護福祉課副主幹
保健福祉部介護福祉課主査
保健福祉部介護福祉課主査
市立病院事務部長
市立病院事務部次長

高 田 和 昌
渡 辺 多 恵
小 峯 智
深 村 栄 司
菅 野 尚 美
須 藤 公 夫
鈴 木 靖 夫
田 湯 宏 昌

(総務部総務課総務グループ)

第14回 厚生常任委員会

H24. 8. 27(月)13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

○地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定改廃について

（資料）総務課

《市立病院》

（1）新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について

（資料）市立病院

（2）滝川市病院事業会計継続費の精算報告について

（資料）事務課

（3）年末年始の休診日について

（口頭）事務課

《市民生活部》

（4）新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について

（資料）市民生活部

（5）中空知広域圏戸籍システム共同運用について

（資料）市民課

（6）電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託について

（資料）市民課

（7）たきかわ「環のまち」物語年次報告書(案)（平成23年度評価版）の作成について

（資料）くらし支援課

（8）滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の執行状況について

（資料）くらし支援課

（9）「みんくるw a 夏まつり」の開催結果及び

「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について

（資料）まちづくりセンター

（10）平成24年度一般会計補正予算について

（資料）くらし支援課

（11）し尿等共同処理事業（M I C S事業）に伴う規約改正について

（資料）くらし支援課

（12）地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係）

（資料）くらし支援課

（13）コミュニティ施設決算状況の内訳資料の提出について

（口頭）くらし支援課

《保健福祉部》

（14）新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について

（資料）保健福祉部

（15）平成24年度一般会計補正予算について

（資料）福祉課

（16）滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について

（資料）子育て応援課

（17）平成24年度一般会計補正予算について

（資料）子育て応援課

（18）平成24年度一般会計補正予算・介護保険特別会計補正予算について

（資料）介護福祉課

（19）地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について

（介護保険法関係（指定地域密着型サービス等に係る基準））

（資料）介護福祉課

（20）地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について

（介護保険法関係（指定地域密着型サービス事業者等の指定基準））

（資料）介護福祉課

（21）平成24年度一般会計補正予算について

（資料）健康づくり課

（22）専決処分について

（資料）健康づくり課

2. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第14回 厚生常任委員会

H24.8.27 (月)13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員長 ただいまから第14回厚生常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席。議長の出席、委員外議員としまして渡辺精郎議員、渡邊龍之議員、小野議員、窪之内議員の出席を許可しております。それでは、所管からの報告事項に入ります前に、暑いですので、皆さん上着を脱いでください。また、きょうの報告事項についてはかなり長くなりますので、質疑、答弁につきましてはくれぐれも簡潔にお願いいたします。それでは、所管からの報告事項に入らせていただきます。

1. 所管からの報告事項について

委員長 まず初めに、地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定改廃について説明を求めます。

○地域主権改革一括法の施行に伴う関係条例の制定改廃について

横山室長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

非常に難しい内容だと思いますけれども、質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、市立病院関係の報告事項をお願いいたします。議案関連事項としまして、(2)が議案関連となっております。

それでは、市立病院、(1)、新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告についての説明を求めます。

(1) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について

鈴木部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(2)、滝川市病院事業会計継続費の精算報告について説明を求めます。

(2) 滝川市病院事業会計継続費の精算報告について

鈴木部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(3)、年末年始の休診日についての説明を求めます。

(3) 年末年始の休診日について

田湯部次長 市立病院事務部、田湯と申します。よろしく申し上げます。私のほうから年末年始の休診日の取り扱いについてご説明をさせていただきます。

年末年始の休診日は、12月31日から1月5日となっておりますが、今年度の年末年始は前後に土曜日、日曜日が続きますことから、12月29日土曜日から1月6日日曜日まで連続して9日間の休診日となります。このような場合は、地域医療の確保の観点などで途中で1日開院し、前後どちらかを休診日とするような取り扱いをさせていただいております。今年度の場合は、院長とも協議し、平成19年度と同様に1月4日金曜日に開院をさせていただき、12月28日金曜日を休診日としたいと思っております。

なお、この取り扱いにつきましては、広報たきかわ、病院ホームページ、院内へのポスター掲示などで市民周知、受診者周知を行っていきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

これは、ことしの年末年始も同じようなことでやっていますから、それ自体はわかりますが、長期の休診継続でいろんな努力をされていると思うのです。休診によるデメリットを防ぐ対策とか、その概要をお伺いしたいと思います。

田湯部次長

今回9日間連続して休診ということで、今病院については予約診療ということで、次回2カ月後とか3カ月後の患者さんがおられますので、予約診療の方については特段支障はないかと思っておりますけれども、年末年始の連休中に急遽病気になるとか、そういう方のことも考えて中1日開院をしたいということで、平成12年、13年、18年、19年と9連休、10連休という日がありましたけれども、そのときも同様に中1日開院をさせていただき、前後で休診をするという取り扱いで特段支障なく現場のほうもスムーズにいておりますので、今年度についても同じような扱いをさせていただきたいということで考えております。

委員長

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、田湯部次長。

○クレジットカードの導入について

田湯部次長

私のほうからもう一件、クレジットカードの利用開始についてご報告をさせていただきますと思います。

次第にございますが、7月2日の委員会でクレジットカードの利用開始について、導入時期を8月中旬ということで報告をさせていただきました。それに向けて病院のほうで準備を進めておりましたけれども、しんきんカードとの導入準備に時間を要しております。9月7日金曜日を利用開始予定ということで今準備を進めておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

あわせて、導入時期がおくれましたことをおわび申し上げます。

なお、カードの利用につきましても広報たきかわ、あと病院のホームページ、院内のポスターなどで利用者の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

委員長

クレジットカードの導入についての説明が終わりましたが、このことについて何か質疑ございますか。

清水

前回聞いていないのですが、クレジットカードを導入することによって

鈴木部長

病院側が支払う手数料というのがあるとすれば、何パーセントか。
それと、もう一つは、これによる増収効果というのは具体的に増収ということで、逆に言うと未収金の減ということで、どの程度見ておられるのか伺います。
現在クレジットカードの導入について検討しているという話で、手数料につきましては1.1パーセントということで予定をしているところです。でも、増収効果というよりも、私どもはやっぱり市民サービス向上だということで考えております。やはり入院費が多額になると現金を持ち歩かなくてもいいとか、またちょっと外来にかかるときに手持ちはないのだけれども、カードでいけばというような受診のかかりやすさの中にはあるのではないかとこのように思っておりますし、もちろんそのことが結果的に未収金防止につながるということもあるかと思いますが、その金額を具体的にという数字ははじいておりませんが、窓口での支払いは年間約4億円程度というふうに総額あります。その10パーセントぐらいがカードでの利用ではないかということで考えますと、4,000万円程度がカードで年間利用されるのではないかなというふうに考えているところです。その1.1パーセントが手数料というふうに考えています。

以上、説明とさせていただきます。

委員長

そのほか質疑ございますか。

窪之内委員外議員

窪之内委員外議員、質疑の内容について述べてください。

委員長

クレジットの支払回数、還付金及び決済についてです。

窪之内委員外議員の質疑を認めてもよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

窪之内委員外議員の質疑を認めます。2分以内でお願いします。

窪之内委員外議員

クレジットの場合なのですが、支払いについては一般的なクレジットは回数を指定できるということなので、病院の支払いについてもそのようなことが可能なのかということと過払い、還付金とかがあったときの処理をどうするのか、クレジットの決済はクレジットを使ってから1カ月以内とかというふうになっているのかどうか、この点お聞きしたいと思います。

田湯部次長

クレジットカードの支払いにつきましては、今1回払い、あとリボ払い、あと分割払いを予定しております。ただ、2回払いは使えないということで制限がかかっている状況です。

あと、還付金等発生した場合は、げんきカードの場合もそうなのですけれども、現金対応させてもらうということで考えております。

あと、支払いというか、病院への収入につきましてはしんきんカードとの契約になりますけれども、1カ月ごとまとめてカード会社から入るということで考えております。

委員長

そのほか質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、市立病院につきましては報告済みといたします。ご苦労さまでした。それでは、続きまして市民生活部より説明を求めます。(4)、新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告についての説明を求めます。

(4) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について

庄野部長

(別紙資料に基づき説明する。)

配野課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

清 水

質疑ございますでしょうか。

最終報告書のほうがわかりやすいので、39番、41番、それと94番についてお伺いしたいと思います。

まず、39番なのですけれども、形状見直し、発注先の変更を行いということなのですが、これは契約条件の見直しなのか、それとも設計の見直しというのですか、要するにここで言う注射済み票の形状をどういうものからどういうふうに変えたということなのかということともう一つ、発注先の変更というのがよくわからないのだけれども、これ自由競争だから、たまたま見積もりとったら安くなったということなのか、そういうことでなく別の意味があるのかということがまず39番でのことです。

41番、ごみ処理ガイドブックの見直しなのですが、大幅な予算縮減だというふうに思うのですが、まず転入者及び紛失等ということで、転入者については完全把握できると。紛失したけれども、言いに来ないという方、意識も高くない方というか、結局わからないで間違って廃棄物を出し続けるとかいうことがないのかということがまず1点目と、もう一つはいわゆる世帯から独立する方となると、また別のガイドブックが必要ですよね。そういうものに対する対応はどのようにされているのかと。

それと、94番は、25年度4月をめどにという表現が23年度実績報告書でされていましたが、いつ市民に対して値上げ案の提示をするのかということはずっと懸案になっているはずなのですが、3定の前の常任委員会でもないということになると、12月だとかという時期になってしまうと思う。そうすると、雪国でいわゆるコミュニティ施設とかになかなか行けなくなる時期にわざわざ市民議論を求めるというのは、ちょっとおかしいのではないのかと。支出が確定していないということはわかります。確定していないけれども、ほとんど予定どおり進むわけだから、何でもっと早く提示しないのかと。今の状況であれば、25年度当初からの値上げなんていうのは論外と思うのです。25年度に提案をして、それ以降にどうするかということだと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

山川副主幹

ただいまの清水委員さんの畜犬登録に関する鑑札の部分で答えをさせていただきたいと思います。

この鑑札につきましては、まず大きさの変更、注射済み、注射を行った際、また登録を行った際にお渡しする鑑札の大きさを小さくいたしました。もう一つは、発注先の変更です。従来発注していた業者さんとまた違うところから鑑札等の製作のパンフレットの送付等がございまして、それで見積もりをとった結果、安価であったためにそちらのほうに発注を変更したということによるものでございます。

運上主査

私のほうから先ほどガイドブックの関係でご質問のあった件でございますが、現状転入者のみにガイドブックについては冊子になっているものを市民課のほうで手順のあった際にお渡しをしております。また、そのほか國學院短大で入学式の際に説明会を開いて、その場でガイドブックを新たな転入者についてはお配りをさせていただいております。また、お話のあった世帯分離等の場合につきましては、現状お配りをしておりませんが、市内で転居される場合についてはカレンダーは新たに新しい居住地のカレンダーをお配りしているというような状況でございます。現状当初ガイドブックにつきましては、大きな改正が

庄野部長

あるときに新しく全戸配布用に冊数を多目に配布するという考えのもとで行っておりますので、大きな改正がなかったということで世帯、転入者の分と希望者、あるいは紛失者用の分で少な目の増刷をしてきたという状況でございます。紛失というのは、特別市のほうで意識してその分をどうのこうのということとはございません。ただ、先ほども言いましたように転入者、それから世帯分離された方、あるいは余部も持っておりますので、そういうお申し出があればいつでも対応できるようにはさせていただいております。

石川参事

94番のごみ処理手数料の関係でございます。先ほど部長のほうからもろもろの事情、連合の災害交付金等の部分について不透明の部分があるということで25年の4月、これについてはないというふうに考えております。しかるべき時期というのは、あくまで住民の説明をもとに今後進めていくというふうに考えております。

委員長
清水

以上です。
説明終わりました。よろしいですか。

狂犬病の鑑札票、玄関のところに張っていますけれども、ちょっと私気づかなかったのです。首輪につけるやつが小さくなったのだ。これはわかるのだけれども、ただ、発注先の変更を行って、どうもこういう表現って私ひっかかるのです。契約だから、自由競争の結果、発注先がかわって安いほうに落ちるとするのはごく当たり前のことです。それをわざわざこういうふうに書くというのは、特別のそれ以外のことがあったのならともかく、要するに自由競争の結果安くなったというだけの話ですよ。それならそもそも、私は書く必要がないと思う。今のパンフレットが送られてきてというようなことであれば、今まで道内に限っていた業者に対して例えばホームページか何かに書いたとして、広い対象から声がかかって安いところがあらわれたというのならわかるのだけれども、特に契約の方法とかが変わらないでということであれば、ここに載せるまでもないなという感じもするので、38万5,000円のうちどちらがどれぐらいの割合かというのをお聞きします。

それと、41番なのですが、やはり大規模な内容改変がされないと配らないということになると、地域ではたくさんというか、各町内会に数名ずつこれでもう頭悩ましている方がいらっしゃるわけです。一つの啓発になるわけで、広報でそういうことされるということももちろん否定するものではないのだけれども、やっぱりできるだけ市民に対する啓蒙、教育活動を進めるという観点からいえば、大規模改変まで配らないということは基本としつつも、今言った世帯分離だとか、世帯分離ということは結婚、離婚でしょう。それと独立でしょう。かなりあると思う。結構そういうのって住民票とか変えてくるので、届け出で把握できたりするのではないかと思います。そういうところだとか、あとは例えば町内会に紛失した場合はすぐお配りするのでと、そういうことを伝えて町内会のほうで広げてもらうとか、やはり紛失してもらいに来るような人はまだ心ある人なのです。気をつけている人なのです。それで、もらいに来ないような方がやはりトラブルのもとになりかねないので、もう一度お考えを伺いたいと思います。

以上です。

庄野部長

ごみのガイドブックの関係なのですけれども、20年度に作成をして以降つくらないという形なのですけれども、決してつくらないのではなくて、料金改定と

という問題が1つありましたので、料金改定にあわせて新たな情報も組み込みながら発行したいというふうに考えております。その間に改定の期間がちょっと延びてしまったということがありますので、一部修正をしながら転入者あるいは世帯分離された方にお渡しをするような形をとりました。いずれにしても、ある時期にその料金改定の問題がはっきりしますので、全戸配布というのは新しい情報も含めてガイドブックの配布はしたいというふうに考えています。また、委員おっしゃいますように、そういう世帯分離の皆さんですとか紛失されたということ、これは各市民の皆さんにもご協力をお願いをしたいと思うのですが、決してその1冊1冊が単価の安いものではございませんので、永久保存版的に扱っていただいて、新しいガイドブックができるまでの間についてはきちっと保存をし、活用いただくようなお願いもまたあわせてしたいというふうに思っています。しかるべき時期に料金改定とあわせながら新たなもの、そしてまた市民の皆さんにきちっと理解をしていただくガイドブックについての発行をきちっとしていきたいというふうに考えています。

山川副主幹

今金額のほうについては手持ち資料がないので、はっきりしたことをこの場では申し上げることができません。ステッカーにつきましては、今まで年度が入っておりました。その年度をなくすことによって通年で、例えば今年度残ったものは翌年度も使えるというような形で減額化を図り、また発注先につきましてはそれまで道内、札幌にある企業のほうだったのですけれども、それが道外のつくられている会社のほうにお願いをすることになり、その結果低額になったということでございます。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(5)、中空知広域圏戸籍システムの共同運用についての説明を求めます。

(5) 中空知広域圏戸籍システム共同運用について

杉原主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

この裏面のほうの(4)ですが、比較で平成30年度の累計7,670万5,000円現行より安いと。それで、(3)の新たに発生する経費7,730万円を上回るということ、それ自体はよくわかる話なのです。ただ、こういうのってソフト、ハードともにかわるとかという耐用年数というのですか、何年ぐらいを見ているのか、またそれをかえるときに発生する経費というのはまた大きい費用になるのではないかと思うのだけれども、その辺について伺います。

杉原主幹

ソフト、ハードにつきましては、一般的にリース契約、5年契約ということを考えておまして、通常であれば5年でリースアップしますので、そこで契約更新となりますが、通常今機器自体は大体6年、7年ぐらい使いますので、今回の場合についても滝川市5年のリース、ことしの2月で経過しておまして、たまたま来年度26年4月に現行使っておりますウィンドウズのXPがサポート期限が終了するということで、このタイミングに入れかえをしましょうということで進んでいます。今回のプロポーザルに当たって、当然次の経費どうなるのかということも業者には見積もり出させてありまして、それらを総合的に

判断して富士ゼロックスを優先交渉業者として決定したところでございます。
以上です。

清水 今の説明だと、5年リースだと、次の5年も大体こういう費用でいくのだよと、それもハード及びソフトともにこの5年が大体繰り返されていくということなので、現行よりも5年間に7,600万円ぐらい安いのだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

杉原主幹 委員さんおっしゃったとおり、そのように理解していただいて構わないと思います。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、次にまいります。市民生活部のところにおきましては次の(6)、(10)、(11)が議案関連となっております。

続きまして、保健福祉部のほうも申し上げておきますので、チェックお願いいたします。(15)、(16)、(17)、(18)、(21)、(22)がいずれも議案関連となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして(6)、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託についての説明を求めます。

(6) 電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託について

杉原主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(「議案関連」と言う声あり)

委員長 議案関連です。よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(7)、たきかわ「環のまち」物語年次報告書(案)(平成23年度評価版)の作成についての説明を求めます。

(7) たきかわ「環のまち」物語年次報告書(案)(平成23年度評価版)の作成について

橋本副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

続きまして、(8)、滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の執行状況について説明を求めます。

(8) 滝川市住宅用太陽光発電導入支援補助金の執行状況について

橋本副主幹 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水 貴重な5件だというふうに思うのですが、新築あるいは既存の住宅への設置の別について伺います。

それと、市内業者ということで住宅リフォームのときは建設業許可とか一定の条件をつけているのですが、今回の要綱ではどのようなになっているのか。

橋本副主幹

それと、この制度をつくった当初の見込みとか目標とかいろいろあったというふうに思うのですが、私の感想としては結構少ないなという感じはするのですが、しかし貴重な5件ということでお伺いします。

ただいまの質問、まず第1問目でございますが、新築と既存の住宅、既築の内訳でございますが、5件のうち1件が新築に対する設置、残り4件が既存住宅に対する設置ということになります。

次に、事業者の要件ということですが、他市の事例では市内に本店がなければいけないといった事例もあるのですが、滝川市の補助金の規則では一応市内に本店、支店かかわらず事務所ですとか事業所を有する事業者ということで規定をしております。これは、例えば本店というふうに絞り込んでしまえば、非常に受けられる事業者さんが限定的になってしまうというようにことで、逆にそこまで絞ってしまうと使い勝手の悪い補助金になってしまう可能性もあるということでは、とにかく滝川市に営業拠点を置いていらっしゃる事業者さんということでの制限とさせていただきました。

それと、見込みについてでございますが、確かにこの200万円という枠に対して現時点でまだ67万8,000円と、平均1件当たり13万5,000円ということであれば、残り140万円、大体まだ10件ほど枠があるということになりますけれども、なるべくせつかくこういった制度をつくって皆さんにご活用いただくということでは、今のところおっしゃるとおり少ないのかなというところではあるのですが、今後事あるごとに機会を得てPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(9)、「みんくるw a 夏まつり」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について説明を求めます。

(9)「みんくるw a 夏まつり」の開催結果及び「未来へつなぐ市民税1%事業」の審査結果について

工藤所長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

これ3年でしたよね、たしか。それで、予算委員会でもやったことあるのだけれども、結局特に盆踊り、KAYAGINIまつりも含めて、これって要綱には3年間補助しますと、そのうちに有効な財源を見つけてくださいとうたっているのだけれども、ほとんどそんな有効財源はないのです。しかし、それぞれ地域にとっては非常に有意義なものであり、市民税1パーセントの枠からいけば、まだ1割にも満たない金額ですよ。そういうことでいえば、3年といわず、ずっと何かない限り継続とかというようなことの検討はされているのか伺います。

工藤所長

検討ということですが、一応今回の申請されている1年目から今回で今おっしゃった3年目を迎える団体等につきましては、審査会の席上において審査委員のほうからも一応3年の経過だと、4年目以降は自主財源等で賄ってもらえるようなことでの考え等についても確認しているところですが、た

だ来年度以降について継続するしないというような検討については今現在まだしておりません。ただ、盆踊り等につきましては、私どものほうの予算等中を見る限りではやはり相当数例えば子供盆踊りの参加賞だとか、そういった部分というのが予算の中でも結構大きい部分を占めているのかなというふうに感じておるところです。例えばこれが打ち切られたとして、そういった部分の見直し、また収入の確保のためのバザー等の販売等、それぞれの地域でもってやはり自主努力ということも今後必要になってくるのかなというふうには考えております。

清 水

景品とかが相当の割合を占めている、そういうのを省く努力をすれば補助金はなくともいいというようにとれたのだけれども、やはりこういうイベントで参加賞とか景品というのは要するに一つの魅力であり、景品のない盆踊りって世の中にはない。やはり食べ物も、生ビールが400円、500円で売っているのならだれも飲まない。安いから集まるということだから、そこは何か違うのではないかなと。やはりそういう今言われている地域の中で活動するということの世代継承が難しいと、もうおれの代で終わりだという町内会長さんたくさんいるのだから、そういうことを考えれば、市民税1%事業の基本的な考え方をやはりもう一度検討することを述べまして、質疑といたしたいと思います。

委 員 長

今のは、質疑として答弁もらいたいということですか。

清 水

質疑です。

委 員 長

意見を述べただけで終わってしまうところが見られるのですけれども、何を今質疑したいということなのですか。

清 水

やはり3年という限度について根本見直し、本当に3,000万円使うのだと、使ってまちづくりを本当に応援するのだという、そういう制度に見直すことについてのお考えを伺いたいと思います。

委 員 長

それでは、答弁できる範囲でお願いします。

庄野部長

まず、1パーセントといえ、今の市民税からいえ、1,500万円ということになるのですけれども、1,500万円までは予算化はしてございませんが、基本的には3年前にこの制度を皆さんにお示しし、応募をいただいたわけですが、その際も3カ年ということで、その後の自立、自主財源化ということは、これは1つお願いをしてきています。それと、この事業で、さらにいろんな団体の皆さんにもこの事業を使っていただきたいということを考えながら、ひとつ期限を決めて、さらにみずからの努力によってそれぞれが取り組んでいる事業を大きくしていただきたいというのが1つねらいとしてございますので、この線は今の段階では崩していくという考え方は持っておりません。ただ、1%事業というそのものが今後どういう方向でお使いいただくのが皆さんにとってお使いいただきたいものなのか、その辺また審査委員会の皆さんとも今年度の事業の状況を見ながら、もしまだまだ要望がある、あるいは使い勝手が悪いとか、そういう部分があれば部分的な見直しということも考えていかなくてははいけなかなとは思っています。

以上です。

委 員 長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委 員 長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(10)、議案関連となっております。平成24年度一般会計補正予算

についての説明を求めます。

(10) 平成24年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

配野課長
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(11) 番、同じく議案関連となっております。し尿等共同処理事業(MI CS事業)に伴う規約改正についての説明を求めます。

(11) し尿等共同処理事業(MI CS事業)に伴う規約改正について

(別紙資料に基づき説明する。)

石川参事
委員長

説明が終わりました。

議案関連となっております。質疑ございますでしょうか。

清 水

この規約を審議する前に聞いておくということで、下水道に入れる場所、し尿収集車が集めたものを中島町のどこかで下水道に入れるのか、どこで入れるのかというのが1点です。

2点目は、滝川市の負担比較でいうと、1年間に2,800万円も違うという話ですよ。今し尿処理世帯1,000とか1,500ですよ、たしか。1軒当たり例えば50万円だとして、今までそういうこと考えなかったのとおかしいのだけれども、結局は下水道に入れるのであれば、3,000万円あれば1年間に60世帯、50万円ずつとして、要するに下水にすれば、水洗化すればこういうことも要らなくなるのかなというふうに単純に考え、今ちょっと思ったのですけれども、最終的に少しずつ進めていって市内でのし尿処理をしなくて全部下水処理だというようなことよりも得策だということなのでしょう。

石川参事

清水委員の2点について説明いたします。

資料の2ページを見ていただきたいと思います。2ページ目にかいてあります上の図、前処理施設ということで、これは奈井江浄化センターの敷地内に設置するということになります。ですので、そこまで運んでいって投入をするという内容です。これが1点目です。

あと、2点目です。下水道の処理区域というのは、認可、供用開始している区域というのは滝川市全体の区域ではございます。大体92パーセントぐらいになっていますが、絶対行政人口イコール100パーセントという下水道の施設にはなりません。というのは、当然江部乙の外の部分、それとか農村地区の部分、これについては下水道地区にはなっておりません。その部分に対して生活排水の汚水をどういうふうに処理するかということで、下水道では合併処理浄化槽という制度を設けて水洗化をするという、その下水道地区でない部分についてはそういう形で汚水を処理して水質の保全を図るという形になりますので、ずっとこれが、その部分が変まって100パーセントの下水道というふうにはなり得ないと。ただ、くみ取りの生し尿という部分は、最終的には浄化槽汚泥として汚泥に変まっていって処理をされるという形になるのだろうというふうに思っています。

以上です。

清 水

奈井江まで運んで奈井江に入れるのだというのは、確かにそういう説明受けたのですけれども、滝川のどこかにホッパーをつけて、投入口をつけてやるとい

うのは、要するにそうやったらだめだという何か法律が恐らくあるのだと思うのだけれども、しかしあそこまで行って入れるのも滝川でどこか拠点つくって入れるのも何の違いもないわけで、92パーセントの水洗は全部下水道通っているわけだから、わざわざし尿処理で集めたものを奈井江まで運ぶというのも、それまた非効率というか、何か法律で定められているのでしょうか、そういうことはできないということなのか伺います。

石川参事

し尿等を下水道に放流ですが、生し尿ですと2,500ppmぐらいだと思うのですが、当然水を入れて希釈しなければいけない、その部分があります。それと、残渣の部分、いろんなものを前処理をかけて、そして下水道に放流するということになります。ですので、その施設を途中でつくるとなると、これと同じものをまたつくらなければいけない、それこそいろんな場所に希釈の施設、それと残渣を取る、混合物の不要物を取る施設、それが必要になってきます。それを1カ所に集約をして設置をするということで、経済的にも建設的にも維持管理費についてもメリットが生じるということでございます。

以上です。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(12)、地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係についての説明を求めます。

(12) 地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係)

運上主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(13)、コミュニティ施設決算状況の内訳資料の提出についての説明を、これは資料がございません。口頭となります。説明を求めます。

(13) コミュニティ施設決算状況の内訳資料の提出について

松本主幹

くらし支援課の松本でございます。13番目のコミュニティ施設決算状況の内訳資料の提出につきまして、口頭にて報告させていただきます。

5月31日開催の第12回厚生常任委員会におきまして、コミュニティ施設の決算状況の内訳がわかる資料の要求がなされたところですが、その後総務課、財政課等の協議を重ねまして公募施設、非公募施設に係る予算、決算資料の概要につきまして全市的な調整をいたしましたので、報告いたします。

市内の公募施設、非公募施設の収入総額、支出総額につきましては提供可能となりますが、単価や各項目の金額を公表することによりまして積算内訳と同様に管理代行負担金提案額等を推定させるおそれがあること、あわせて各委員会の内部管理情報や団体のノウハウ等を含んでいることが想定されることなど、運営委員会に不利益を与えるおそれがあることから、各項目の額、さらに細部にわたる単価等の情報につきましては提供できないことで整理したところでございます。このことから、今後次年度以降におきましてもコミュニティ施

設の決算状況につきましては、5月31日の委員会でお示しした資料につきまして提出させていただくことといたします。

以上、決算の内訳資料の提出につきまして口頭報告といたします。

委員長

5月31日に説明されたとおりの内容という説明でしたが、このことについて何か質疑ございますでしょうか。

木下

このコミュニティ施設の決算状況の内訳の資料を細部にわたるもので出せないということはわかりましたけれども、5月31日に要望したのは出てくるということで確認したいのですけれども、よろしいですか。

松本主幹

5月31日の委員会の時点でお示しした内容に基づきまして今後も出させていただきますということでございます。

委員長

よろしいですか。そのほか質疑はございますか。

清水

今の説明をちゃんと文書で出していただきたい。私も5割ぐらいしかわからなかったです。文書を読みながら9月議会に臨みたいなというふうに思いますので、文書で、机上配付で結構です。

2点目は、なぜあの資料を要求したかということについては、コミュニティ施設の管理でボランティアの部分が多いのではないかと。仮にも市の施設を代行して運営する以上、ボランティアなどは本当に限定的な部分に限られるべきだし、ましてや企画や経理、総務的な部分についてボランティアで運営されているとすれば、それは本当にきちんとした運営が保証されないということに等しいわけで、それでそういったところについて人件費がどう払われているのかということを見るために資料を請求したわけです。従来どおりの資料であれば、企画や会計、経理に人件費が払われているかどうかわからないではないですか、支出人件費だけでは。人件費内訳が出ないと。ということは、人件費の性格、例えば日常的な管理人業務で幾ら、企画経営部門で幾ら、経理部門で幾ら、外構の関係で幾らとか、そういうふうに分けられて人件費が出されるというふうに考えてよろしいですか。

庄野部長

今口頭で提出できない理由というのを申し上げました。これもちょっと簡単な形になりますけれども、わかりやすくこういうことでできないのだよということとは整理をして配付をしたいと思います。

それから、人件費の関係について、内訳ということになりますけれども、私どものほうで決算資料をそれぞれの団体からいただいて、どのような内訳になってきているかというのは私どものほうで把握をさせていただいています。その部分でこういう取り扱いがされていますよという部分についてはご報告をしたいと思いますが、この部分に幾ら、この部分に幾らということではないかとは思いますが、そういうボランティア的な活動ではないということとで私どもで確認させていただいて、こういう人件費の支払い方、あるいは勤務体制がとられていますよということについてはご報告はさせていただきたいというふうに思います。

委員長

ほかに質疑ございますか。

田村

今人件費云々という話あったけれども、管理人には人件費当然出る、けれども運営委員には特に人件費という項目はないと。そうした場合にさも地域ボランティアが賃金をもらっているように聞こえたのだけれども、実態的にはそういうのではないということだね。それで、管理人は最低賃金法にのっとった給与が支払われる、給与というか、パート料が支払われていると。ただそれだけの

ことではないですか。

松本主幹 人件費につきましては、管理人等にお支払いされておりますが、役員報酬ということで活動費等でお支払いいただいているところもございます。その運営委員会によりまして人件費の中で役員手当を払っているところもございますし、ですからボランティアという形では受けとめておりません。こちらのほうからも算出根拠といたしまして、前にもお話ししましたが、報酬費ということで役員手当も含まれております。そういう形でこちらで積算しておりますので、各委員会におきましてもボランティアではなくて活動費等でお支払いされていることとなっております。

田 村 その活動費というのは、5万円のことを言っているのでしょうか。その場合、5万円というのは1年間のどれだけの人件費に当たるの。どういう積算根拠なのですか、それは。だから、それは人件費ではなくて、活動費なら活動費でもいいのです。ですから、それは例えば総会をするための会議費だとか、あるいはその地域によっては5万円を何人かで分けて人件費にしているのだと、それならそれでいいのだけれども、5万円が人件費というなら積算根拠はないのではないですか。

松本主幹 5万円というのは、賃金から割り出しているわけではなくて、運営委員会の集まりの中で5万円程度ということでお決めた数字でございます。人件費につきましては、ほとんど管理人の人件費等に充てられていると思います。

田 村 これ担当している人はわかるけれども、ほかの人は聞いていてもわからないと思うのです。管理人は別だ、最低賃金で払われているから。けれども、その5万円という根拠は何だと言っているのだ。それは、人件費には当たらないわけだ。その5万円をほかのところでは何人かで分け合って人件費ととっているのかもしれないけれども、そんな考えだったら5万円は余りにも低過ぎるし、単なる活動費だよということであれば、それはそれで納得するのだ。5万円の人件費何人に払っているのですか。ほかから、どういう決算書が上がってきているのですか。

庄野部長 今委員言われましたように、その5万円というのは決して5万円を払いなさいというような決め方ではなくて、5万円限度にしてそれぞれの実行委員会の中でお取り扱いくださいという中身なのですからけれども、言われましたように、人件費という部分も中の委員会ではあるかもしれませんが、その運営委員会の活動費として使われているところもあるかと思います。その使い道については、特段こちらのほうでということになしに、その運営をする立場の皆さんに委員会であったり、活動費であったりに使っていただいているというのが実情かなというふうに思っております。その辺は、実情に合わせた使い方と構わないというふうには思っております。

田 村 決算書に活動費となっているの、人件費となっているの、各ところから出てくる決算書、5万円の部分。

松本主幹 活動費ということで出ております。あと、報酬ということで役員さんに手当を与えないで何か活動したときの活動費ということでお支払いしているところもございます。

田 村 どうもわからないのだけれども、その5万円は活動費一本にしたらいいいのです。そしたら、全部まとまるのだから、決算書が出てきて、こっちは人件費にしていって、こっちは活動費にしていって、同じ5万円でおかしいのではないですか、

だから、人件費の額にも当たらないし、活動費だったらちょっとした会合ぐらいに使える額と、そういう見解にしないと。その5万円は、各ところでもって裁量で使ってもいいよと、それはわかるけれども、あくまで活動費なら活動費で出さないとまずい。

庄野部長

今委員言われましたように、私どものほうで把握している決算の集約の中では活動費一本になっています。その中で細かくそういう性質のものがあるかもしれませんが、私どもは活動費という形で集約させていただいて、各団体にもそのような形の経理を、整理をいただいているというふうに理解しておりますので、活動費の中でそれぞれの実行委員会の中でお使いいただくと、こういう性質のものというふうに理解をしています。

委 員 長

先ほどの清水委員の質疑の中での資料提出、先ほど庄野部長のほうから説明内容の書類提示はできるというご答弁いただいたのですけれども、資料要求ということになるかと思しますので、委員の皆さんにお諮りいたします。机上配付でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委 員 長

それでは、資料等の提出できる範囲でよろしく願いいたします。

庄野部長

確認ですけれども、先ほど松本主幹のほうから申し上げました提供できない理由というものをまとめたものということですね。

委 員 長

そうです。ほかに質疑ありますか。

清 水

先ほど私がボランティアを中枢部分に認めるというのはよくないという質疑をしたら、役員手当等があるので、ボランティアとは考えていないと、決算書では活動費あるいは報酬という形で載っていて、上限は1運営協議会当たり5万円と、つまり役員が10人いても1人当たり5,000円が限度というようなことだというふうに私理解したのだけれども、そもそものまず5月31日に要求した資料をいつ配付していただけるのかお聞きします。

(何事か言う声あり)

清 水

ないということか。ないということがわかったのだな。

(何事か言う声あり)

清 水

それは理解しました。

それで、指定管理者制度を完全に履き違えている。指定管理者制度というのは、任せてしまうことで、委託ではないのです。指定管理で任せるとすることのために事業計画書だとか、中間協議とか、最終報告を受けるわけです。市の貴重な施設をその団体に管理を任せてしまう、委託するのではなくて任せてしまうということは、それだけちゃんと活用されないといけないのだけれども、その活用を考えるのが5万円のできるわけがない。何かあったら、責任だつてとれないのです。責任論の問題、そして管理運営能力の問題からいってもこの5万円は、100万円出しても僕は安いと思う。

それと、そうやってたがをはめるのであれば、公募にすべきだ。公募にしてちゃんと管理能力のある法人が名乗りを上げて今の施設をきちんと活用できるように、そんな地域の町内会の幹部が集まって知恵を集めるぐらいの活用効果ではだめです。本当に指定管理でやるのなら、そこまでやるべきです。今のような状況であれば、私は指定管理をやめて直営に戻すべきだというふうに思います。一応考え伺っておきます。

庄野部長

施設の運営についてそれぞれの実行委員会の中でいろいろ協議をいただいて進

めていただいているわけですがけれども、前の委員会の中でもお話をいたしましたけれども、制度的にいろいろ問題が生じてきていることは間違いないのかなと。というのは、1つは施設の収入が少なくなっているような状況というのもあるかと思います。前にも申し上げましたように、それらの問題も含めて、また実行委員会の皆さんと協議をさせていただく場面をつくりたいというふうに思っていますので、そういう中で十分お話を伺わせていただきながら、制度の変更というものが需要だということであれば、また皆さんともお話し合いを進めさせていただいて、直していくものは直していかなければなりませんし、今後も引き続きお願いできるものがあるとするばお願いをしていきたいというふうに思っています。すべての委員会がだめだとかいいとかという状況はありませんので、それぞれの委員会によって実情によって格差というのもあるかと思います。その辺は、十分そういう場でお話を伺わせていただき、変えるべきものがあれば、そういう方向に検討は進めていきたいというふうに思っています。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、庄野部長のほうから報告事項がございます。

○東地区公民館における灯油漏れについて

庄野部長

1点、灯油漏れの報告をさせていただきたいと思います。

東地区の公民館で、8月24日になるのですが、灯油漏れが発見されました。満タンになっていた灯油タンクのゲージが当日、2台あるのですが、2台のタンクのうちの1台が半分近くになっていたということで管理人さんから市のほうに連絡がございまして、市のほうで確認し、におい等がないものですから、盗難のおそれもあるかなというようなこともちょっと心配をしまして、ただそういう兆候もないものですので、圧力検査をした結果、どこかで漏れているということがわかりましたので、業者にも連絡し、関係機関へも連絡し、その亀裂の箇所の発見に努めたところでございます。発見は、25日の夕方に特定をされましたけれども、その間で汚染された水と灯油がたまっていた部分、それから砂利等油がしみた部分の土については撤去をし、入れかえる準備を進めているところでございます。漏れた油は、おおよそ200から250リッターぐらいということになります。当日のうちに周辺1キロの、地下水を使っている方がいまだにいらっしゃいます。そういう方々には、17軒ほどございましたけれども、遠くは坂の上、朝日町の東とか一の坂もですが、おおよそ17軒に電話あるいは訪問、そして留守宅には文書を置いて、におい等の異変があった場合の連絡を市のほうにいただくように周知をいただいたところですが、現在の段階ではそういう連絡等はございません。雨水、汚水のますの中にも油の混入はございません。また、汚染された土砂というのはおおよそ2トンダンプで2台ぐらいでございますけれども、これももう既に処分を終わっております。また、敷地内、2メートルほどの深さの穴を掘りまして、公民館の敷地3カ所になるのですが、油のしみ状況を見ましたけれども、そういう状況が確認をされなかったということでございますので、この後復旧に向けて進めたいというふうに思います。

原因ですけれども、地下埋設の管がございます。灯油の管がございますけれど

も、その1カ所がちょっと折れ曲がっていた状況があつて、そこに亀裂を発見をしております。通常銅管でございますので、真っすぐな状態であれば、半永久的にということでしょうか、施設がある期間はそこから漏れるというようなことはないということなのですが、ちょっと曲がっている状態があつて、そこに圧力がかかつて亀裂が生じたものと考えております。

今後なのですけれども、灯油は今地下埋設、灯油の管ですね、送油管は地下に埋設をされておりますけれども、それは地上に出して地上から目視できるような形に直したいと思っています。また、東地区公民館より古い施設等もございますので、そういう施設の点検、検査を進めたいと考えてございます。

なお、東地区公民館は、児童館あるいは学童保育の場所にもなっているかと思ひますけれども、現在玄関前がその土砂を取り除く工事のために使用できませんので、裏玄関、体育館からの利用のほうをお願いをしているところでございます。一応油の撤去等、しみた土砂等の撤去は終わったところでございます。以上でございます。

委員長 東地区公民館の油漏れについての報告がございました。

何か質疑ございますでしょうか。

清 水 まず、やっぱりこういうのを口頭というのはおかしいと思う。重大事件です、これ。重大ってどういう意味で重大かということ、これ何回目かな、地下埋設が、もうない、もうないとずっと言ってきたのだから、今度は本当にもう許されな
いのです。今ごろ全施設なんて、ちょっとびっくりしました。自分で確認して
いないのかと言われたら、そうかもしれないけれども、地下埋設がまだ残って
いたということ自体、私はびっくりした。最低でも何月何日だれが発見してど
うだろうだ、どう対応して、どう解決したと、絵をかい、ここの部分がとい
うことでお願いしたい。

委員長 清水委員、今それは地下タンクの話ですよ。

清 水 そうです。

委員長 今回は、タンクではなくて、管のほうの話です。

清 水 埋設だから地下を通っているわけでしょう。だから、発見できないわけだよね。
もともと上にあれば、発見できるのだ、管も全部。

(何事か言う声あり)

清 水 タンクは、地上タンクなの。

(「タンクは、灯油タンクで490のタンクを地上に出してある
んです」と言う声あり)

清 水 そうなの。そしたら、従来の灯油漏れとは違うということだね。

(「はい」と言う声あり)

清 水 いずれにしても、絵をちゃんと出せば、そういう誤解はないのだ。ちょっと絵
の資料提出を求めたいと思います。

委員長 それでは、今東地区公民館の油漏れ等々についての説明内容の資料要求とい
うことですので、委員の皆さん、資料要求し、机上配付してもらおうとい
うことでよろしいでしょうか。

(「そこまで要らない」と言う声あり)

委員長 要らないですか。

(「補正予算に絡むんであればもらっていてもいいかもしれ
ないけど」と言う声あり)

委員長 必要な方は手を挙げてください。
(挙手多数)

委員長 それでは、資料要求ということで、簡単なきょうの報告事項の資料を机上のほうに配付お願いできるでしょうか。

庄野部長 時系列で、いつどうなって、どう発見して、どういう処理をしたかという部分と、東地区公民館の平面図がございますので、どの場所で油漏れがあつて、どんな対応したかということについて整理をして机上配付させていただくようにしたいと思います。

委員長 清水委員、よろしいですか。

清 水 それで、折れ曲がったところという表現したけれども、そこは通常折れ曲がっていないのだと言っていましたよね。
(「それは、ちょっと……」と言う声あり)

清 水 だから、原因が腐食なのか、いわゆる別の力が加わって破損したりしたのか、あるいは要するに継ぎ手の部分なのかソールブの部分なのか、そのあたりもう少し具体的に説明してください。

庄野部長 通常は真っすぐの管だと思うのですがけれども、場所によって少し曲げたりもします、形状に合わせて。その曲げた部分に、例えば上下に石があつたりしてその部分に圧が急にかかった、上から例えば土が載つかったとか、何か転圧したときに当たったとか、そういうようなことがあつたかもしれない、そういうちょっと一部圧がかかって折れ曲がった、曲がったところに亀裂が生じていたということがありますので、そういう複合的な無理がかかって形状が曲げられたところに上下の何か圧がかかったのではないかなというような状況かなというふうに思っています。今の内容等々、原因と対応等々についても時系列で資料ということでよろしいですね。
そのほか質疑ございますか。
(なしの声あり)

委員長 なければ、ここで休憩に入りたいと思います。再開は、4時にいたします。
それでは、休憩に入りたいと思います。

休 憩 15:48
再 開 16:01

委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。
保健福祉部より(14)、新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告についての説明を求めます。
(14) 新滝川市活力再生プラン平成23年度実績報告及び最終報告について
(別紙資料に基づき説明する。)

佐々木部長 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますでしょうか。

木 下 私も再三議会で質問していますように、事業団の関係、それをもう本当に期日は迫っていますので、何とか建設的に皆さんで話し合つて、市の幹部とも相談して何らかの形を見出していきたいと思います。
以上です。
(「要望か」と言う声あり)

木 下 要望でなくて、そんなことで進めているのかどうか伺います。

深村副主幹 介護福祉課高齢者福祉担当の深村です。今ご質問のございました社会福祉施設

の事業団への譲渡につきましては、再三議会あるいは委員会、さらには決算あるいは予算委員会という場におきましてご質問いただいていたところでありました。事業団と市におきましても、施設運営上の諸問題含めまして、不定期ではありますが、懇談、協議は重ねております。ことし2月21日にもこの厚生常任委員会の場におきまして特例条例の関係について木下委員、さらには清水委員のほうからご質問をいただいたところではありますが、それ以降におきましても計6回以上の事業団とは不定期ではありますが、協議、懇談の場を設けてまいりました。ご承知のとおり、事業団といたしましても今年度の11月に役員改選が予定されております。これは、法人のほうの任期が2年といったことから、いや応なく改選期を迎えるところであります。その改選に向けまして、事業団内部におきましても種々人選等が進められておりますが、我々市といたしましても一般法人化して事業団は民間法人と肩を並べたのだと、そこに余り口を出せないのだというような話をこれまで再三してきたところではありましたが、事業団は現在滝川市の社会福祉施設の受託事業のみ行っているわけございまして、やはり市の政策展開について踏まえた上でのそうした事業に対する取り組みを行っていただかなければなりません。したがって、施策の方向性ですとか、それから事業展開なども含めて必要に応じて市としてもしっかりとそうした人選も含めた法人としての取り組みに対する意見、要望などは伝えていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長
清水

よろしいですか。そのほか質疑ございますか。

項目をまず言っておきます。最終報告書のほうで11ページの2番、それと13ページ、14番と16番、19ページ、54番、23ページ、75番、以上です。

それで、まず2番からですが、今木下委員からも質疑がありましたが、関係者の間ではXデーと言われているのです。それぐらい今回の理事長の任期が終わる中でどう体制が変わるか。お伺いしたいのは、それまでの流れとして評議員がどういうふうに使われ、また評議員会がいつごろ行われ、理事会がいつごろ招集され、理事長が決まると、そのあたりのスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

これに効果額が2,420万8,000円という金額が載っているのですが、これ一体どういう金額なのか、算出根拠をお伺いします。

次は、13ページ、14番、花月保育所の民間貸与って一体何なのか、私実はびんところないのです。貸与してどうするのかという、簡単でいいです。単に……そうか、無償譲渡とわざわざ分けているのだ。それだけの話なのだ。わかりました。これはいいです。今の質疑はありません。

16番、中老センターの活性化なのですが、私これ一般質問でも、予算委員会等でやってきているのですが、大変失礼な言い方かもしれませんが、市老連が指定管理委託を受ける団体として、私はちょっと無理があるのではないかなと。というのは、中老センターの事務局の負担がすごく大きいと、サービス残業とかをたくさんやってまで中老センターだけではなくて市老連への援助までしているという話を聞くと、大変申しわけないのですが、指定管理者としては限界があるのではないかなということを申し上げてきたのですが、今後とも指定管理を非公募でやられる考えなのかをお伺いします。

それと、19ページ、54番は同じことですから、質疑はしません。

最後、敬老乗車証の75番、これについてはいろいろやってきたと、なかなか実証運行でも利用者は少なかったけれども、何とか高齢者で交通弱者を支援したいということでいろいろご検討をさらに深められているというふうに思うのですが、来年に向けての検討状況について伺います。

以上です。

深村副主幹

介護福祉課高齢者福祉担当の深村です。私のほうから、まずXデーというのは何を指してのXデーかちょっとわかりかねる部分がありますが、今後の役員改選に向けたスケジュールといった部分でご説明をさせていただきたいと思います。

これまで委員会の場におきましても委員のご質問にあった際にご説明してきた部分であります。理事の改選に当たりましては実は評議員の改選もセットとなっております。新任の評議員会におきまして新理事さんの選出を行い、新理事さんを選出した段階で今度理事会において互選で理事長が選出されるといったような流れになるかと思います。ただ、その選出の過程の中で、現在事業団の理事構成が9名で、評議員会が19名ということになっておりますが、全部が全部かわるとは思えません。したがって、その中で退任をご予定される方、あるいは団体の選出によって選ばれている方などについては交代されるのかなと思います。11月1日が改選の新役員のスタートの日でありますので、その前段10月にはそういった手続が進められると思いますが、現時点その詳細なスケジュールについてはちょっとわかりかねる部分であります。

それから、事業団譲渡に伴います効果額としましての2,420万8,000円につきましては、あくまでも一般財源ベースでの算出によりまして施設を譲渡することに伴う現在という施設管理代行負担金等の動きがなくなるということ、あるいは交付税の減が見込まれるということなどで、先ほど委員のほうからも一部お話のありました保育所の部分も含めた中で2,420万8,000円というのがあくまでも一般財源ベースでの減額分とご理解をいただければと思います。

それから、中老センターの活性化の部分ですが、平成15年から市老人クラブ連合会には管理委託ということで中央老人福祉センターの運営を行ってきていただいております。18年には1年間の経過措置の中での指定管理、そして19年からは非公募による3年間の指定管理ということで、実は来年がまた改選期というか、指定管理の更新時期を迎えることになります。中央老人福祉センターの施設そのものは、60歳以上の高齢者であれば、どなたも利用できるといったことでありまして、週1回のふろ利用、あるいは機能回復訓練室での各種マッサージ機、ちょっと実は後ほども話出てくるのですが、等々の利用については一般の方が利用していただくことができます。ただ、そちらを利用している方と、それからその施設を使って市老連の各種事業を行っているということも現実であります。したがって、運営する上において老人クラブ連合会が指定管理者となって進めることがその施設内に老人クラブの事務局を構えて事務を取り進めることとあわせて、非常に効率的だという観点の中でこれまでやってきたところでございます。では、来年に向けてどうなのかと、そのまま非公募の指定管理で続けていくのかという部分につきましては、現状はそのまま非公募の指定管理で老人クラブ連合会さんをお願いをしたいと考えておりますが、施設運営の各種課題、問題点も含めて役員さんとは懇談をして、お話し合いをして、その中でご意向、意見なども聞き取っていききたいと考えております。

それから、敬老パスの関係ですけれども、冒頭部長のほうからもお話しさせていただきましたとおり、市民会議の検討結果を踏まえまして事業費根拠の明確化ですとか受益者負担の、現在サービスを受けることができない方がいらっしゃるなど、そういった状況も踏まえて見直しを進め、今年度いっぱいをかけて方向性を出すというお話をさせていただきました。その検討会議の質問項目というか、ポイントとしてありました事業費根拠の明確化につきましては、ことしの6月議会におきましてもお話しさせていただきましたとおり、1月から3月にかけてことし1,000件に及ぶ電話ヒアリングの実態調査を行いました。そこである程度の事業費の推計が、今までの根拠よりはある程度しっかりしたものととして1,000人の方から利用実態をお聞きすることができました。これを踏まえて事業費根拠をある程度明らかにした中で、これまでの事業費を超えない範囲の中で受益を受けられない方につきましてはのサービス提供も含めて交通弱者の足の確保という総体の中で検討は進めたいと思っております。

以上です。

委員長
清水

答弁が終わりました。

まず、事業団の件で絞ってお伺いしますが、市の施設を100パーセント、施設の指定管理をすることで100パーセントとは言えないのかな、100パーセント近い事業費を、収入を得ている社会福祉法人である以上、新しい理事さんとか評議員さんとかについて人選について市の意見を聞きたいと、あるいは市が意見を言う場があるのが、私は社会通念上あってもいいというか、あるべきと言えるかどうかはわかりませんが、あるのが普通かなというふうに思うのです。これは、本当の一般社会福祉法人なら別ですけれども、市が指定管理やめてしまえばだめになってしまうわけですから、事業団自体が崩壊してしまうわけですから、そういうことを考えれば、人選について考えを聞かれるということがあるのは普通かと思うのですが、そういうことがこれまでどうだったのか、また今回はどうなのかということが1点目。

2点目は、私はこういう状況になると譲渡すること自体がもう非現実的なのかなということもXデーいかにによっては考えなければいけないと思ってお聞きをするのですが、この2,420万8,000円というのは、負担金が全部で何億円ですよ。交付税がそれより2,400万円少ないということですよ、収入等が。いわゆる無償譲渡することによるこの2,420万8,000円の収支の内容について資料要求したいと思います。

委員長

それでは、2点目の資料要求等について委員の皆さんにお諮りいたします。

無償譲渡における2,420万8,000円等の収支内容についての資料要求がされましたが、委員の皆様、どうでしょうか。資料要求を受けるということによろしいでしょうか。

(何事か言う声あり)

委員長

それでは、資料要求に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

委員長

それでは、資料要求のほうはよろしいでしょうか。

佐々木部長

よろしいです。

委員長

それでは、資料提出をよろしくをお願いいたします。

それでは、続きまして2点清水委員のほうからの質疑についての答弁を求めます。

佐々木部長 新しい体制に向けてどうするかお話あったのかどうかということなのですが、現実には過去もないのですけれども、ことしどうなるかというのは今のところわかりません。とにかく先ほど深村副主幹がお話ししましたように、滝川市としては新体制に向けましてより施設運営の充実や今後の譲渡問題しっかり解決できるよう、そういう体制になってほしい、今以上、今がだめだというわけではないのですけれども、しっかりやってほしいという話は向こうの理事等にはお話ししております。

それと、今後譲渡はもう非現実的でないかという話なのですけれども、時間もたちました。そして、課題も出てきました。しかし、やっぱり滝川で13の施設、特に老人福祉施設、老朽化しております。私どもとしましては、先ほどお話ししましたように、議会の皆さん、市民の皆さんの理解得る中で粘り強く何とか早くに、滝川市全体の高齢者福祉の向上という観点からも早期解決に向けて精いっぱいやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

清 水 先ほどのスケジュールについて、これは10月というところまで3定終わって議会閉会中なので、できるだけ早目に私たちもスケジュールを知って、私たちができることがあればいい人を推薦したり、推薦は自由にできるというふうに思いますので、そういうスケジュールもちょっと資料要求したいのですが、知り得る範囲ということで。

委員長 理事会等のスケジュールということですね。

清 水 そうです。先ほどのです。

委員長 先ほどのですか。はい。それは、まだ決まっているわけではないですね。スケジュール等が決まり次第ということですのでよろしいですか。

清 水 当然事業団に求めて、議会からそういう資料要求があったということが伝わって出されるのだというふうに思うので。

深村副主幹 11月1日の改選に向けて、例えば10月のこの時期までにこれを終えて、これが理事会にかかる、あるいは評議員会にかかる、ちょっと上中下になるか、前半、後半になるかわかりませんが、そういったくくりになるかもしれませんが、あるいは決まっていればもちろん決まった日付の中で落とし込むような形でスケジュールについてはお示しするようにしたいと思います。

委員長 それでは、今の資料要求ということですが、資料要求することによってよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

委員長 それでは、できる範囲でよろしくお願いいたします。

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。

続きまして、(15)、議案関連事項となります。平成24年度一般会計補正予算について説明を求めます。

(15) 平成24年度一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

国嶋課長 説明が終わりました。

委員長 質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。

続きまして、(16)、これも議案関連となっております。滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について説明を求めます。

(16) 滝川市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例について

(別紙資料に基づき説明する。)

樋郡部次長
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

続きまして、(17)、平成24年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(17) 平成24年度一般会計補正予算について

(別紙資料に基づき説明する。)

樋郡部次長
委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

木 下

議案関係なのですけれども、ちょっとお聞きしますけれども、一般会計補正予算についての給与等に要する経費の中で139万2,000円、この嘱託職員の1名の139万2,000円に対する歳入の部分につきましては4分の1が出るという形でいいのですか、確認いたします。

樋郡部次長
木 下

人件費の分については、ございません。

人件費のものにつきましては、来年からも全部持ち出しという形でいいのですね、考え方は。市のほうで全額。

樋郡部次長

先ほどもお話ししましたとおり、歳入で入ってくる分ございます。それを充てる形になります。

木 下

済みません。人件費と分けないで、そのかかった分をいろいろ足して歳入で見る分を見ることができるという形の考え方でいいのですね。

樋郡部次長

先ほど国や道から入ってくるお金については、発達支援センターのサービスに伴う報酬の分で国、道から入ってくるのです。人件費の分については、多分収支の関係で説明をしてしまったので、もしかしたらわかりづらかったのかもしれませんが、給付のほうと人件費とは一緒にはならないのです。市では一応歳入で入ってくる分をこの人件費の中に充てるという考え方ですので、今年度については市の持ち出しになりますけれども、来年度からの試算ではその持ち出し分が歳入のほうが多くなりますので、増となるという見込みを立てております。

委員長
清水

よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

この障害児相談支援員というのがどういう制度に基づいて、どういう役割を果たすとして設けられるものなのかということが1点と。

2点目は、完全な人員増ということなのか、それとも今の職員の置きかえみたいな、そういうことなのか、また業務の内容について伺います。

樋郡部次長

この発達相談支援事業につきましては、児童福祉法の中で支援事業の一つとして定められているものでございます。4月のその改正のときには、発達支援事業と、それから放課後デイサービスの2本の事業で改正しておりますけれども、今回嘱託職員を配置することが見込まれたということで相談支援事業も入れることによってこれまでと同じような、制度が改正になる前の発達支援センターのサービスの提供の仕方がまず同じように維持できるということと、それからこの方の仕事なのですけれども、ここに通所されている子供さん、それから保

護者の方、両方対象になるのですけれども、まず通所されているお子さんの計画を立てること、それからその計画を立てたとおりになどどのように進んでいるかということでモニタリングをしていくのですが、その仕事、それから子供さんのことはもちろんのこと、あと保護者の方もケアできるように、そういう相談支援、そういうようなこともやっていただきます。それから、当然職員自身も研さんを積んでいただかなければいけないので、研修会のほうにも出ていただくような形になります。それから、あと人員配置ですが、1名増ということになります。

清水

放課後デイサービスという制度も4月1日の法改正で設けられたという説明だったので、あわせてその改正以前からいうと人員はどういうふうになっているのかについてだけお伺いします。

樋郡部次長

発達支援センターの職員でございますが、理学療法士1名、言語聴覚士2名、それから保育士2名でございます。

(「それが改正前から放課後デイサービスでふえた」と言う声あり)

樋郡部次長

はい。児童発達支援事業というのは、そこに通所している未就学児をこの事業の中に区分けをするのです。ですから、学童については放課後とデイサービスのほうのくくりになるので、構成自体は変わりないです。

委員長

そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(18)、これも議案関連となっております。平成24年度一般会計補正予算・介護保険特別会計補正予算についての説明を求めます。

(18) 平成24年度一般会計補正予算・介護保険特別会計補正予算について

須藤主査

(別紙資料に基づき説明する。)

深村副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

高田課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水

在宅ケアの推進事業についてなのですが、このSMS発信の機器がありますよね。支援者が持つ携帯は、特に経費はかからないと思うのですが、この機器代及びSMS発信の維持費というのですか、通信に関する維持費、それは今回10利用者で幾らで、幾らでというのをお示しいただきたい。というのは、将来的に市役所のイメージ図がありますが、そうなったときに1件当たりどれぐらいの経費がかかるのかということを知りたいのですが。

深村副主幹

済みません、言葉足らずで説明不足で申しわけありませんでした。まず、かかる費用なのですけれども、この専用プラン利用に当たりまして490円かかります。これは個人でも実は利用できるサービスなのですが、今回私どもといたしましては法人サービスということで、市役所がそこでワンクッション入れることによって行政のかかわりを持つということで、その法人がかかわるプランのサービス料として315円かかります。本当は携帯端末といいまして、縦横12センチ、幅で2センチ5ミリの端末をその高齢者のお宅に置きまして、これが携帯電話の役割を果たして、ドアの開閉時の設定とかをそこを通じて行うということなのです。その開閉確認のショートメールがソフトバンク社さん、これソフトバ

ンクの商品を実は活用する予定なのですから、ソフトバンクの携帯に送られると無料で実は受信できます。これ他社になりますと、実は1通当たり3.15円かかることにはなります。ですので、今回、実証実験の期間中はもちろん無料での利用ということで考えております。それで、本来その端末は2年リースで月額980円だったところを今回24カ月分、2年間分で買い取りますので、市が、その端末の利用料についてはかからないということです、利用者様が今後本実施に際して利用いただく負担分といたしましては800円強になるのですけれども、先ほど法人の見守りサービスということで個人であればかからないものが法人利用することによって315円月額かかるので、その費用負担につきましては本実施に向けて行政負担と本人負担との役割はすみ分けをちゃんときれいにしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。

(なしの声あり)

委員長 なければ、報告済みといたします。

続きまして、(19)、(20)、続けての説明を求めます。地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について、介護保険法関係、指定地域密着型サービス等に係る基準、地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について、介護保険法関係、指定地域密着型サービス事業者等の指定基準についての説明を求めます。

(19)地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(介護保険法関係(指定地域密着型サービス等に係る基準))

(20)地域主権改革一括法の施行に伴う条例整備に関する意見募集について(介護保険法関係(指定地域密着型サービス事業者等の指定基準))

高田課長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

清水 最初のほうの地域密着サービス等の基準で、2ページ目の地域密着型介護老人福祉施設の居室定員についてなのですから、具体的には今ないのですよね、市内には。今後こういったものが市内でつくられる可能性というか、介護老人福祉施設ということは旧特養ですか、そこも含めて伺います。

高田課長 この地域密着型介護老人福祉施設と申しますのは、俗に言う特養のことです。それで、地域密着というのが前に付いているので、これ小規模な特養というような意味合いで、29人以下の定員の特養のことです。将来的な可能性ということなのですから、今回の第5期の介護保険の計画には盛り込んでおられません。それで、3年後のことはまだ今の時点では何とも申し上げられないのですけれども、全道的な状況で申し上げますと、特養は29人以下だとやっぱり採算性の問題でそう多くはないようです。ですから、3年後のことはわからないのですが、ただ方法としてはサテライトというような方法もありますので、その辺は単独の施設でなくてもそういうような手法でやれる可能性はあると思います。ただ、将来的な整備の関係については、今のところはちょっと何とも言えないです。

以上です。

委員長 よろしいでしょうか。清水委員、簡潔にお願いします。

清 水 これ今回、意見募集をするということについての報告ということで、将来的には、条例で決めるということだよ。こういうことを地方自治体、滝川市が、4人と2人ではえらい違いなのだ。いわゆる低額所得者が入れるか入れないかという、そのことがこれで決まってしまうわけでしょう。そういうことを、それだったら進出しないよと、2人だったら進出するよと言われたら、では条例改正するかとかという、かなりやっぱり地方分権というのは難しいなというふうに、レベルが高いなというふうに僕は思ったのだけれども、それだったら、では滝川市でないところへ建てましょうという話になって何のことないという話になるのだけれども、そのあたりまで十分市で対応できる中身なのかというふうに今考えていますか。

高田課長 市の基準のほうは、国の基準より緩和して、国は1人ないし2人というような基準ですので、それを市のほうでは緩和してプライバシーに配慮している場合は1つの居室に4人まで、要するに多床室も可能な設備になれるような形で制定をしたいということです。条件を厳しくしているのではなくて緩和しているような形にしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委 員 長 そのほか質疑ございますか。

窪之内委員外議員 窪之内委員外議員、質疑の内容をお願いします。

委 員 長 特養の入所の参酌基準についてです。

窪之内委員外議員 窪之内委員外議員の質疑を認めてよろしいですね。
(異議なしの声あり)

委 員 長 窪之内委員外議員の質疑を認めます。2分以内をお願いします。

窪之内委員外議員 直接関係がないのかもしれない、介護保険のここの関係で今まで特養の入所の参酌基準というのが地域的に設けられてきたのですが、今回の改正ではそういうことがないのですけれども、その辺については国の考え方が示されていたのでしょうか。この1点だけです。

高田課長 特養の参酌基準。
(「全国的」と言う声あり)

高田課長 全国的な。特養については、市の管轄でいいますと小規模、地域密着型の特養が市の管轄になるのですけれども、それをうたっているのがこの資料の2番目の(1)の中にその特養の基準についてもうたわれておりまして、その基準というのが何条にもわたって基準がありまして、その中で国に従うべき基準とか参酌基準という項目が幾つもあります。ただ、それを滝川市独自の何か地域性があるって変えたほうがいいたろうというものについては、私どものほうで変えたほうがいいという部分は見出せなかったものですから、今の基準のままというふうに考えて、特にさわらなかったのですけれども。

窪之内委員外議員 今まで特養の増床を求めてきたら、国の参酌基準以上に北海道、また第2次医療圏ではもう過ぎているのだから、増床は無理なのだという基準があったのです、参酌基準というのが。そこが国とか道とかの関係で何か違う形に変更することができるようになったのかなと思ったのですけれども、何もなかったのです、そういうことを聞いたのです。

高田課長 今おっしゃられたご質問ですと、定員をふやすというような場合にこの基準とどう関係するのかという。
(「はい」と言う声あり)

高田課長 今回の国の基準を市の基準にどう置きかえるかという中では、今言われたご質

委員 長 問の関係では特にございません。
そのほかございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員 長 なければ、報告済みといたします。
続きまして、(21)、平成24年度一般会計補正予算について説明を求めます。
(21) 平成24年度一般会計補正予算について
(別紙資料に基づき説明する。)

長瀬課長 説明が終わりました。
委員 長 質疑ございますでしょうか。
(なしの声あり)

委員 長 報告済みといたします。
続きまして、(22)、専決処分について説明を求めます。
(22) 専決処分について
(別紙資料に基づき説明する。)

長瀬課長 説明が終わりました。質疑ございますでしょうか。
委員 長 (なしの声あり)
樋郡部次長 それでは、報告済みといたします。子育て応援課の報告事項の中での訂正をお願いしたいと思います。
2番目の歳出のほうの事業名等のところでございますが、諸支出金の下の次な
のですけれども資料1ページ目です。子育て応援課の2、一般会計補正予算の
歳出の事業名等のところの一番上の諸支出金のところでございますが、その次
を過誤納還付金及び還付加算金と訂正お願いいたします。
委員 長 よろしいでしょうか。
(「はい」と言う声あり)

委員 長 それでは、本日の所管からの報告事項はこれにてすべて終了となります。
所管の方は、これでよろしいです。
2. 第3回定例会以降の調査事項について～別紙

委員 長 それでは、第3回定例会以降の調査事項につきましては、別紙のとおりとなっ
ております。そのように確認することよろしいですか。
(異議なしの声あり)

3. その他について

委員 長 その他について何か委員の皆様からございますか。
(なしの声あり)

委員 長 事務局からございますか。
(なしの声あり)

4. 次回委員会の日程について

委員 長 次回の委員会の日程につきましては、正副委員長に一任ということでよろしい
でしょうか。
(異議なしの声あり)

委員 長 それでは、本日の会議をこれにて終了いたします。ご苦労さまでした。
閉 会 17:25